

## 意見書

平成 18 年 9 月 22 日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ  
氏名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびー かぶしきがいしゃ  
氏名 BBテクノロジー株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) につぼん かぶしきがいしゃ  
氏名 日本テレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちよう くらしげ ひでき  
代表取締役社長 倉重 英樹

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏名 ボーダフォン株式会社  
だいひょうしつこうやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表執行役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針2006～2008(案)」及び「戦略的評価のテーマ」に関し、別添1、別添2のとおり意見を提出します。

はじめに、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針2006～2008(案)」(以下、「基本方針(案)」)及び「戦略的評価のテーマ」に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けて頂いたことに、厚く御礼申し上げます。

以下に弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願いします。

## 総論

2006年9月19日付で総務省より公表された「新競争促進プログラム2010」においては、競争セーフガード制度に係る検証について、「競争評価の結果等についても、可能な限り活用を図るもの」とされており、また指定電気通信設備制度の包括的な見直しについても、「競争評価の結果等を踏まえて市場画定を行い、市場ごとに市場支配力を認定する仕組みを基本として07年度中を目途に可能な限り具体的な制度設計を行い」と記載されているところであり、競争評価が規制の改廃と深く関連して行く方向性が強く示唆されているものとなっております。

しかしながら、現在の競争評価は規制の制定・改廃に直結するものではないため、今後、競争評価の政策的・戦略的な活用を図っていく上で、主に以下のような視点を考慮して競争評価の在り方を見直していく必要があるものと考えます。

- ・ 事業者間取引市場の分析手法の確立(事業者間の同等性の検証)
- ・ 新規サービスが既存市場に及ぼす影響に関する分析等を踏まえた事前評価手法の確立

また、競争評価の在り方の見直しは、単年度で確立できるものではなく、継続して議論を重ねていくことでより良い競争評価手法が確立できるものと考えます。総務省におかれましては、2007年度中に行われる制度設計、並びに2010年度以降の新たな指定電気通信設備制度の運用開始に向けて、競争評価における事業者間取引市場の分析手法や新規サービスに対する事前評価手法の確立・精緻化に向けた取り組みを行って頂くことを強く希望します。

以上

各論

頁	段落	意見
7頁	1-2(3)	<p><b>【総務省案】</b></p> <p><u>(3) 政策の国際的な整合に役立てる。</u></p> <p>電気通信市場は変化の激しいグローバルな市場であることから、諸外国との相互理解や国際協調を促進し、競争評価の手法や結果に関する情報交換を維持することにより、国際的に整合性のある評価を行うことが必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸外国における競争評価手法や結果に関する情報交換を継続して行うという基本方針(案)に賛同します。なお、諸外国の情報を参考とすることは有効ですが、市場の状況は各国によって異なることから、諸外国の事例をそのまま日本の競争評価において適用することは、日本の市場の状況を十分に加味した上で、慎重に行うべきであると考えます。</li> </ul>
9頁	1-3(4)	<p><b>【総務省案】</b></p> <p><u>(4) 有識者の専門的な知見の活用</u></p> <p>外部有識者から構成される諮問的な機関として「競争評価アドバイザリーボード(仮称)」を新たに設置し、総務省が実施する競争評価の重要事項について、中立的かつ専門的な見地からの知見を得ることとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争評価の重要事項について、中立的かつ専門的な見地からの知見を得るべく、「競争評価アドバイザリーボード」(以下、「アドバイザリーボード」という)を設置するという基本方針(案)に賛同します。なお、アドバイザリーボードにて行われる議論については、公開で行うとともに、全ての議事内容や配布資料を公開する等、透明性を確保することが重要であると考えます。</li> <li>・ また、アドバイザリーボードによる議論内容の公平性・客観性を確保する上で、アドバイザリーボードメンバーの選定に関し、その選定基準並びにプロセスをあらかじめ定めた上で公表するとともに、それらに則って、適切にメンバー選定を行い、その選定プロセスや選定結果に関し、可能な限り情報公開することが重要であると考えます。</li> </ul>

頁	段落	意見
9頁	1-3(5)	<p><b>【総務省案】</b></p> <p><u>(5) 競争評価の流れ</u></p> <p>「基本方針」、「実施細目」、「市場画定」及び「評価結果」の決定に当たっては、意見募集、事業者説明会及び公開カンファレンス等を積極的に活用するとともに、「競争評価アドバイザリーボード」における審議を踏まえることを原則とする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、基本方針、実施細目、市場画定及び評価結果等の意見募集を行う際には、意見募集を行う対象や内容を事前にアドバイザリーボードにおいて検討、審議し、その結果について、意見募集を行って頂くことを希望します。またこうしたスタイルで意見募集を行った上で、再意見募集を行う等、より中立性を担保した形で競争評価を行うことが重要であると考えます。</li> </ul>
10頁～11頁	1-4(1)(2)	<p><b>【総務省案】</b></p> <p><u>1-4 対象領域の決定</u></p> <p>(1)分析・評価を行う対象範囲は、政策立案に当たって関心のあるサービス全体にわたるが、当面は次の四つの領域を想定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 固定電話</li> <li>② 移動体通信</li> <li>③ インターネット接続</li> <li>④ 法人向けネットワークサービス</li> </ol> <p>(2)実施細目において、毎年度の重点評価の対象となる領域を決定するものとする</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一期競争評価で取り扱った、固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けネットワークサービスという4つの対象領域については、既に第一期競争評価において十分に詳細な分析がなされているところであり、これらの領域については定点観測をより充実した形で継続して実施することにより、それぞれの領域における競争状況の変化を把握することが可能であると考えます。</li> <li>・ 従って、これらの従来、重点評価の対象とされていた領域については、定点観測を基本として実施し、市場に著しい変化</li> </ul>

頁	段落	意見
		<p>が見受けられた場合にのみ、戦略的テーマとして評価を行うことが適当であり、現時点でこれらの領域に関する重点評価を必ず毎年実施することを確定する必要はないものと考えます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="638 406 1310 1029"> <p>【第二期競争評価】</p> <p>H17年度までの競争評価範囲</p> <p>今年新たに追加となったもの</p> <p>競争セーフガード制度の実施 (2007年度より)</p> </div> <div data-bbox="1332 406 1937 1093"> <p>【評価枠組み案】</p> <p>重点評価が必要な場合は、戦略的評価の中で対応</p> </div> </div>
11頁	1-4(3)	<p>【総務省案】</p> <p>1-4 対象領域の決定</p> <p>(3) この他、政策との機動的な連動性を高めるため、上記の定点的な評価に加え、特定のテーマに焦点を当てた戦略的な評価も併せて実施することとする。なお、戦略的な評価のテーマは毎年度の実施細目で決定するが、テーマの候補については広く募集を行うことが望ましい。</p>

頁	段落	意見
		<p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「戦略的評価」に関しては、テーマの選定基準及び選定プロセス等を明確化し、基本方針に記載すべきであると考えます。具体的には、今回のテーマ募集後、提出されたテーマに対する再意見募集や、アドバイザリーボードによる検討等、関係者の意見を十分に反映できるステップを踏まえるべきであると考えます。また、テーマ選定にあたってはオープンな場で議論を行い、公平かつ透明性の高いプロセスを確保すべきであり、その上で、テーマ選定の結果及び選定理由を、実施細目(案)に記載すべきであると考えます。</li> <li>・ なお、「新競争促進プログラム2010」における「競争セーフガード制度」や「指定電気通信設備制度の包括的な見直し」と、競争評価の機動的な連動性を高めていく観点より、「戦略的評価」のテーマを選定する基準として以下の項目を重視すべきであると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① ボトルネック設備を有する支配的事業者と競争事業者との事業者間取引に関する分析</li> <li>② ボトルネック設備を有する支配的事業者の新規サービスによる競争環境への影響に関する分析</li> </ul> </li> <li>・ また、新規サービスの登場等によって、新たに市場画定・分析・評価といった一連の作業が必要となるような場合には、この「戦略的評価」のプロセスを基本として、競争評価を行うことが適当であると考えます。</li> </ul>
20頁	3-1(1)	<p><b>【総務省案】</b></p> <p><u>(1) サービス市場の画定と地理的市場の画定</u></p> <p>事業者のシェア等は、市場がどのように画定されるかで大きく変わるが、シェアや事業者数といった指標を算出するために必要という側面よりも、競争の状況を何について問題としているのかを明らかにする側面が市場画定の本質である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場画定が適切に行われなかった場合、実際の競争状況における問題点を見誤り、結果として公正競争環境を阻害する状況が、そのまま放置されてしまうことが懸念されます。</li> <li>・ 従って、市場画定を行う際には、意見募集やカンファレンス等を通じて、実際に競争環境におかれている事業者等からの市場画定に関する要望(競争が促進されていない範囲等)に十分留意して頂くことが重要であると考えます。</li> </ul>
24頁～25頁	3-3-4(1) (3)	<p><b>【総務省案】</b></p> <p><u>3-3-4 事業者間取引の市場との関係</u></p>

頁	段落	意見
		<p>(1) 最終利用者にサービスを提供している事業者と、その事業者に物理的なネットワークを提供している他事業者との間に成立している取引も、競争評価においては重要な論点である。</p> <p>(3) 事業者間に成立する市場の影響を分析するためには、ネットワークやサービス供給の構造をはじめとする供給側の事情を踏まえる必要があるため、その把握に努める。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一期競争評価を通じて小売市場に対する評価手法は相応に確立されたものの、卸売市場(事業者間取引市場)については、十分な評価手法が確立されていないものと考えます。</li> <li>・ 今後、「新競争促進プログラム2010」において示されているとおり、2007年度より「競争セーフガード制度」の実施に伴い、競争評価との有機的な連携を図るとともに、2010年度までに指定電気通信設備制度の包括的な見直しに向けた競争評価に関する法制上の位置付けの明確化を図っていく上で、事業者間取引市場の評価手法を早期に確立し、精緻化することが重要であると考えます。</li> <li>・ なお、その際には、競争評価と「競争セーフガード制度」の連携の観点から、ボトルネック設備を有する支配的事業者と競争事業者との間の事業者間取引市場の分析に主眼を置いて検討を行う必要があるものと考えます。</li> <li>・ 更に、事業者間取引市場を分析する上では、より多面的な分析を行うことが重要であり、定量的な指標のみならず、定性的指標(各種手続の同等性等)に比重を置いて分析を行う必要があると考えます。</li> </ul>
30頁	4-1(1)	<p><b>【総務省案】</b></p> <p><u>4-1 分析の手順</u></p> <p>(1) 競争状況の分析に当たっては、具体的には、次のような手順で分析する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① まず、画定されたサービス市場にしたがい、全体像として、市場の規模やその推移、主な動向等を把握する。</li> <li>② 次に、当該サービス市場の競争状況に関連する定量的指標を出来る限り多面的に分析する。具体的には、まず、契約数や通信量等による各事業者の市場シェアや市場集中度指数(HHI、累積集中度)によって大まかな競争状況を把握する。さらに、主な指標として、事業者数の推移(新規参入・退出の動向を含む)、料金の推移(料金水準、料金体系等)、利益水準(ARPU、利益率等)などを分析する。</li> <li>③ 次に、定量的指標では把握しきれない競争状況の詳細について、定性的な要因を分析する。</li> <li>④ 以上の定量的分析と定性的分析を総合的に勘案した上で、当該サービス市場における市場支配力の有無に関する</li> </ol>

頁	段落	意見
		<p>総合的な評価を行う。</p> <p>⑤ 地理的市場の分析が必要な場合には、入手可能な情報を吟味した上で、当該地理的市場の別に①～④の手順をくり返す。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売市場の分析手順としては、概ね問題ないものと考えますが、卸売市場の分析手順は必ずしもこうした流れに沿わないものと考えます。</li> <li>・ 今後、卸売市場に関する評価手法を確立していく中で、卸売市場に関する分析手順について詳細に検討して頂くことを希望します。</li> </ul>
31頁～32頁	4-2-1 (2)(3)	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>4-2-1 市場支配力の存在と行使</p> <p>(2) このような趣旨から、競争評価では、「市場支配力」について、以下のように「存在」と「行使」の二段階に分けて考察する。</p> <p>① このために、規模・範囲の経済性、ネットワーク効果、不可欠設備、スイッチングコスト等の電気通信事業に特徴的な市場構造とともに、市場の成熟度、市場シェア、市場集中度、事業者数、料金の推移等を基に競争状況を分析し、このような諸条件を総合的に勘案して潜在的・長期的な市場支配力の有無又はその蓋然性を判断する。</p> <p>② これは、市場構造等から判断して市場支配力が存在することが推定されるものの、市場支配力の行使を抑制・牽制する規制等の存在や、価格等に対する影響力行使よりもシェア拡大が優先されるような短期的な市場環境要因等によって、市場支配力が実際には行使されないケースがあることを踏まえたものである。</p> <p>(3) 電気通信市場の特徴を踏まえて市場支配力を「存在」と「行使」に分けるアプローチをとることで、市場支配力の源泉となる市場構造とこれに対する政策措置、さらには実際に具現化されている競争状況との関係に対する理解を深め、本来の目的たる定期的な市場分析と政策立案への寄与をより効果的にすることを狙っている。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場支配力については、「存在」と「行使」に区分して分析を行う必要はないものと考えます。</li> </ul>



頁	段落	意見
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、市場支配力を有した事業者が存在すること自体が参入障壁となり、参入してもビジネスチャンスとなり得ないものとして参入希望者の参入意欲を事前に排除することも想定されます。すなわち、市場支配力の存在が、暗示的な市場支配力の「行使」につながる考えられます。</li> <li>・ なお、仮に、市場支配力の「存在」と「行使」を区分した分析を継続するのであれば、「行使」していないかどうかを判断するのではなく、「行使」できない状態にあるのか否かを判断する必要があるものと考えます。例えば、各種規制やルールの存在により、市場支配力の「行使」ができない状態にあるのか否か等、規制やルールの有無ではなく、その実効性について分析する必要があるものと考えます。</li> <li>・ また、市場支配力の「存在」を判断する基準として、諸条件(市場シェア、市場集中度、事業者数、規模・範囲の経済性、不可欠設備等)を総合的に勘案するとありますが、具体的にこれらの諸条件のうち、どの要素を重視して判断するかを明確にすべきと考えます。例えば、アドバイザリーボードや意見募集、カンファレンス等における議論を通じてこの点を明確にして行くことで、より多くの関係者の合意に基づいた市場支配力の判断基準を形成できるものと考えます。</li> </ul>
33頁	4-2-3	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>4-2-3 市場支配力のレバレッジ</p> <p>市場支配力のレバレッジは、上流と下流の間で不可欠設備が存在するような垂直的な市場関係において観察されることが多いが、隣接的な複数のサービスにおける水平的な市場関係においても同様に起こりうるものである。</p> <p>なお、近年の電気通信サービスにおいては、垂直統合型のビジネスモデルが登場してきているため、電気通信サービスが提供する下位のレイヤー(層)とプラットフォームやアプリケーションが提供される上位のレイヤーとの関係等について、分析を進めていくことが必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IP 化の進展により、今後、上位レイヤーと下位レイヤーとの融合が進んでいくことが想定されますが、下位レイヤーの市場支配力はネットワークのボトルネック性と密接に関係するものであり、容易に解消できるものではない点において、下位レイヤーの市場支配力に、より注意を払う必要があると考えます。一方で上位レイヤーについては、様々なプレイヤーが比較的容易に市場に参入でき、競争もより激しく、仮に市場支配力が存在したとしても、下位レイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が上位レイヤーに参入する場合を除けば、長期的、かつ安定的なものとはなりえないものと考えます。</li> <li>・ また、ボトルネック設備を有する事業者によるサービス市場間のレバレッジに関しても、上位レイヤーへの進出と同様に懸念されるものと考えます。</li> </ul>

頁	段落	意見
		<ul style="list-style-type: none"> <li>従って、下位レイヤーにおいてボトルネック設備を有する事業者によるレイヤー及びサービス市場を跨った市場支配力のレバレッジに関して、重点的に分析を行う必要があるものと考えます。</li> </ul>
36頁～37頁	4-3-1-1 (3)	<p>【総務省案】</p> <p>4-3-1-1 量的基準</p> <p><u>(3) 具体的基準</u></p> <p>④ 競争評価では、市場シェア及び市場集中度については、EUや日本の公正取引委員会の基準を参考にはするものの、これらの基準にしたがって市場支配力の有無を判断したり、競争評価に関する独自の特別な基準を設けることはしない。また、市場シェアや市場集中度がどのような要因に起因しているのかを常に意識しながら、分析を進める。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>量的基準の具体的基準として、HHI を用いた米国の事例が記載されていますが、日本と海外における競争環境の差異を考慮すると、基本方針(案)の記述のとおり、海外の事例を参考にするとともに、これらの基準にしたがって日本における市場支配力の有無を判断することは適切ではないと考えます。</li> <li>なお、米国における HHI による基準は、日本の状況と比較すると非常に厳しい基準であると考えますが、米国でこのような水準に設定されている理由、考え方を調査し、分析することは、日本の競争評価における基準を検討する際に有用であると考えます。</li> <li>なお、2010年度に向けた競争評価の法制化を考慮した場合、市場支配力の有無を判断する基準の明確化は不可欠であり、それに向けた適正な基準の設定について、今から詳細な議論を開始すべきであると考えます。</li> </ul>
41頁	4-3-2	<p>【総務省案】</p> <p>4-3-2 その他の判断要素</p> <p>○ <u>事業者の総合的な事業能力</u></p> <p>調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係等を通じた事業者の総合的な事業能力の高さは、競争的な行動をとる競争者との関係において、競争状況に及ぼす影響が大きい。</p> <p>例えば、ブランド力が強く働いている市場では、機能や効用が同じであっても特定の事業者のサービスに顧客の選好が固定される可能性がある。また、資本関係を分析し、企業グループ全体としての影響を考慮することも重要である。</p>

頁	段落	意見
		<p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針(案)にあるとおり、「その他の判断要素」に掲げている項目について分析を行うことは不可欠であり、特に、「事業者の総合的な事業能力」に関しては、事業者間の同等性について分析を行う上で重要な要素であると考えます。</li> <li>・ なお、「その他の判断要素」を分析する際には、定性的な分析となる傾向が強いと考えますが、アドバイザリーボードや意見募集、カンファレンス等における議論を通じ、可能な限り根拠を明確にして、評価結果における客観性を担保して頂く必要があると考えます。例えばブランド力を、需要者アンケートによる事業者選好度として指数化すること等が挙げられます。</li> <li>・ また、資本関係の分析に関しては、通信事業者のみならず、インフラ構築に従事するような通信事業を補完するグループ企業等に関しても、あわせて分析する必要があると考えます。</li> </ul>
43頁	4-5(1)(2)	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>4-5 今後の競争評価の方向性</p> <p><u>(1) 「競争セーフガード制度」との連携</u></p> <p>したがって、第二期(2006～2008年度)における競争評価の実施に当たっては、この「競争セーフガード制度」との有機的な連携に努め、引き続き客観的かつ透明性の高い評価を実施し、実績を重ねることが重要である。</p> <p><u>(2) 指定電気通信設備制度の包括的な見直しに向けた準備</u></p> <p>このような2010年に向けた制度設計に当たっては、競争評価に関する法制上の位置づけの明確化も含めて整理する必要があり、第二期の競争評価においても法実証的な分析を積み重ねておくことが必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新競争促進プログラム2010」では、競争セーフガード制度の創設及び、指定電気通信設備制度の包括的な見直しにおいて、競争評価が政策立案に深く関連するものと位置付けられています。</li> <li>・ しかしながら、現在の競争評価自体が規制の制定・改廃に直結するものではないため、今後、競争評価の政策的・戦略的な活用を図っていく上で、以下のような視点を重視して競争評価の在り方を見直していく必要があるものと考えます。</li> </ul> <p>① 事業者間取引市場の分析手法の確立</p>

頁	段落	意見
		<p>- 公正競争を確保する上で、より詳細な事業者間取引市場の分析手法を確立する必要があると考えます。その際に、特に事業者間の同等性に関する検証を行うことが重要です。(3-3-4参照)</p> <p>② 新サービスが既存市場に及ぼす影響に関する分析等を踏まえた事前評価手法の確立</p> <p>- 現在の競争評価は、あくまで既に提供されている既存サービスの競争状況を把握することを目的としたものであると理解していますが、今後、競争評価の政策的・戦略的な活用を図っていく上では、NGN、FMC といった今後登場する新たなネットワークや新規サービスが既存市場に及ぼす影響について、事前に評価する手法を確立することが不可欠であると考えます。</p> <p>- 具体的には、基本方針(案)の4-3-1-2 その他の代表的な判断要素 (1)市場の状況について ①市場の成長性(市場規模、普及率等)の項目において、新たに新規サービスによる影響を分析する必要性を明記して頂くと共に、事前的評価手法の確立に向けた検討を開始頂くことを強く希望します。</p> <p>・ なお、これらの見直しは、単年度で確立できるものではなく、継続して議論を行っていく必要があるものと考えます。総務省におかれましては、2007年度中に行われる「競争セーフガード制度」の制度設計、並びに2010年度以降の新たな指定電気通信設備制度の運用開始に向けて、事業者間取引市場の分析手法や新規サービス等に対する事前評価手法の確立・精緻化に向けた取り組みを今年度から継続的に行って頂くことを強く希望します。</p>

以上

## 「戦略的評価のテーマ」に対する意見

テーマ	実施すべき理由
1 FTTH 市場とOAB～J IP 電話の 関連性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ADSL から FTTH へのマイグレーションは引き続き進展している状況にあり、昨年に引き続き、FTTH 市場のサービス競争の状況を改めて評価する必要があると考えます。</li> <li>・ 具体的な検討方法としては、固定電話から OAB～J IP 電話へのマイグレーション分析を昨年同様に行って頂くことで実効性を確保することが可能であると考えます。</li> <li>・ また、マイグレーション分析の結果に対する要因分析等を、カンファレンス、アドバイザリーボード等において議論することにより、更なる市場の予見性が高まるものと考えます。</li> </ul>
2 FTTH 市場における設備競争と サービス競争の状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状では、NTT 東西、電力系通信事業者の一部、及び CATV 事業者等が設備競争を行っていますが、FTTH 市場における設備競争に対して参入が活発であるとはいえない状況であると考えます。</li> <li>・ 「IP 化の進展に対応した競争ルールの在り方について 最終報告書」(2006年9月15日公表)において、「設備競争とサービス競争の適正なバランスを確保していく事が必要」とされており、FTTH 市場で設備競争が進展しない要因に関して分析を行う必要があると考えます。</li> <li>・ 具体的な検討方法は、関係事業者へのヒアリングや意見募集、カンファレンス等を通じて、FTTH に係る設備のアンバンドリング等の事業者間取引市場の構造を把握した上で分析を行う必要があると考えます。</li> <li>・ また、設備競争と同様に、サービス競争を更に促進させる事が可能かどうか、具体的にどういった要因が解消されることでサービス競争が進展し得るかについても、あわせて分析すべきであると考えます。</li> </ul>
3 アプリケーション系通信サービス による既存通信サービスへの影 響分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外では、既にアプリケーション系通信サービスのソフトウェアを組み込んだ端末も登場しており、今後益々ソフトフォン等のアプリケーション系通信サービスの利用が拡大していくことが予測されます。これらのアプリケーション系通信サービスの利用状況を定点観測し、既存通信サービスの競争環境にどのような影響をもたらしているかについて分析する必要があると考えます。</li> <li>・ 具体的な検討方法としては、昨年に引き続き、ソフトフォンによるサービスの利用状況について、認知度・利用頻度・利用内容を調査・分析するとともに、既存通信サービスの利用への影響等について利用者側のアンケートを中心に分析していくというアプローチが考えられます。</li> </ul>

テーマ		実施すべき理由
4	ボトルネック設備を有する事業者のレバレッジに関して	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IP 化の進展に伴い、上位レイヤーと下位レイヤーとの融合が進んでいくことが想定されますが、下位レイヤーの市場支配力はボトルネック設備と密接に関係するものであり、下位レイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が上位レイヤーに進出する際のレバレッジは競争環境において大きな影響を及ぼすものと懸念されます。</li> <li>・ また、ボトルネック設備を有する事業者によるサービス市場間のレバレッジに関しても、上位レイヤーへの進出と同様に懸念されます。</li> <li>・ 従って、ボトルネック設備を有する事業者によるレイヤー及びサービス市場を跨った市場支配力のレバレッジに関する懸念事項の洗い出しや体系化や、規制等の存在の確認及び規制の実効性の検証等を行うべきであると考えます。</li> <li>・ 具体的な検討方法に関しては、各事業者からのヒアリングに基づく懸念事項の収集及び体系化、アドバイザリーボードにおける検討を踏まえ、現在及び将来に渡って懸念される点を定点観測すべき項目のリストとして作成し、経過を注視していくこと等が考えられます。</li> </ul>
5	新規サービスによる市場への影響分析に向けた検討(NGN・FMC等を評価する上での評価手法の確立)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の競争評価の性質としては、あくまで既存サービスによる現在の競争状況を把握することが目的である事は理解していますが、競争セーフガードとの連携や、指定電気通信設備制度の包括的な見直しにおける競争評価に関する法制上の位置付けの明確化を行っていく上では、2007年夏より商用サービスを開始するNTT東西が構築するNGNや、FMC等の新規サービスが競争環境へ及ぼす影響についてプレビュー的に評価する手法を確立する必要があると考えます。</li> <li>・ なお、諸外国においても、新規サービスに対するプレビュー的評価手法は確立されていないものと考えられるため、日本において世界のモデルケースとなるべく、積極的に検討を深めていく事が重要であると考えます。</li> <li>・ 具体的な検討方法に関しては、アドバイザリーボードメンバー、事業者等の関係者によるカンファレンス等において検討を深め、まずはトライアル的事前評価モデルを構築し、そのモデルを運用しながら改善を行っていくという進め方が現実的であると考えます。</li> <li>・ また、スケジュールに関しては、2010年の指定電気通信設備制度の包括的な見直しに向けて、本分析手法の精度を高めていくことが重要であると考えます。</li> </ul>
6	NGN におけるプラットフォーム機能に対する評価手法の確立に関して	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT 東西が2007年夏より商用サービスを開始する NGN について、新競争促進プログラム2010にて「プラットフォーム機能(認証・課金、QoS制御等)を含め、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件(NTT法第2条第5項に規定する活用業務認可制度に係るものを含む)の有効性について定期的(年1回)に検証することを目的とする競争セーフガード制度を07年度から運用する」とされていることを考慮</li> </ul>

	テーマ	実施すべき理由
		<p>し、この NGN のプラットフォーム機能に対する評価手法を確立することが必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な検討方法に関しては、競争評価において具体的な関係事業者へのヒアリング及び意見募集、カンファレンスを通じて現状の NGN における運用・技術的要件等のオープン性が確保されているかについての状況を把握し、懸念事項・課題の体系化を図っていくという手法が考えられます。</li> <li>なお、この評価手法を確立する前提として、「プラットフォーム」の定義自体を明確にすることが重要であると考えます。</li> </ul>
7	事業者間取引市場に関する分析手法の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、「新競争促進プログラム2010」において示されているとおり、2007年度より「競争セーフガード制度」の実施に伴い、競争評価との有機的な連携を図るとともに、2010年度までに指定電気通信設備制度の包括的な見直しに向けた競争評価に関する法制上の位置付けの明確化を図っていくこととされています。こうした観点から、事業者間取引市場(卸売市場)の評価手法を早期に確立し、精緻化することが重要であると考えます。なお、事業者間取引市場の分析を行っていく上で、ボトルネック設備を有する支配的事業者との事業者間取引市場の分析に主眼を置いて検討を行う必要があるものと考えます。</li> <li>具体的な検討方法に関しては、関係事業者へのヒアリングや意見募集、カンファレンス等を通じて、現状の事業者間取引市場の構造を把握した上で分析を行う必要があると考えます。また、諸外国における事業者間取引市場に関する分析手法等も参考としつつも、アドバイザリーボードにて更なる議論を深めた上で、日本の市場に適した分析手法を構築していくことが重要であると考えます。</li> <li>なお、事業者間取引市場を分析する上では、より多面的な分析を行うことが重要であり、定量的な指標のみならず、定性的指標(各種手続の同等性等)に比重を置いて分析を行う必要があると考えます。具体的には、事業者間取引市場における価格以外の要素が小売市場に及ぼす具体的な影響に関して分析を行う必要があると考えます。</li> </ul>

以上